

令和4年度 ベンチャー企業成長促進事業（成長プログラム）業務委託 仕様書

第1 本仕様書の目的

この仕様書は、令和4年度ベンチャー企業成長促進事業（成長プログラム）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

第2 委託事業の目的

人口減少に加え、若い世代の東京圏等への転出超過が課題となっている中、本県の産業が持続的に発展するためには、新たなビジネスや産業が絶え間なく作り出されることが重要であり、そのためには、先端的な技術を有するベンチャー企業が次々と生まれ、成長する環境をつくり、ベンチャー企業の集積を図ることが必要である。

本県では、これまで、大学等における創業機運の醸成や女性の創業支援など各種創業支援に取り組むとともに、ベンチャー企業については、技術シーズの発掘、設立後の販路開拓支援や事業拠点となる事務室の提供などの支援により、経営安定化や事業拡大を図ってきたところである。

しかしながら、起業や資金調達を達成するベンチャー企業が相当数出てきているものの、従業員を大量に雇用し本格的に事業を展開していくベンチャー企業や、株式上場などのエグジット（出口）まで到達した企業は少なく、こうした段階に成長していくためには、市場のニーズとのミスマッチングなどマーケティング戦略をはじめ、事業計画、資本政策、知財戦略等に取り組んでいく必要がある。

このため本事業では、つくばの強みである医療、創薬、バイオ等のライフサイエンス分野のベンチャー企業に対し、メンター等を通じ、資金調達の支援をはじめ、特許などの知的財産対策やマーケットの分析、注力する市場の設定、海外展開等の販路開拓など、今後の成長に向けた支援を実施する。

第3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

第4 事業の内容

本事業で実施する主な業務は以下のとおりとする。

（1）支援対象企業の募集、選定

- ① 支援対象とするベンチャー企業を公募すること。公募にあたり、募集要項、申請書、支援対象とするベンチャー企業の申請内容に関する評価基準を作成すること。なお、募集要項、申請書および評価基準は本県と調整のうえ決定すること。
- ② 支援対象企業を募集するために必要な事業周知用のチラシ等を作成すること。また、公募期間中、問い合わせ等に対応できる体制を確保すること。
- ③ 支援対象企業は、下記の要件を満たす企業とすること。
 - ・概ね創業後10年未満のベンチャー企業
 - ・原則、本県内に拠点のある企業
 - ・ライフサイエンス分野（医療、創薬、バイオ等）

- ④ 応募企業の中から、支援対象企業を5社程度選定すること。選定に当たり、支援対象企業の選考方法及び選考基準については、県と協議のうえ決定すること。なお、県との協議にあたり、各応募企業の申請内容の概要版を作成すること。
- ⑤ 支援対象企業への支援は、県と協議のうえ令和6年3月31日まで継続することができるものとする。

(2) 支援対象企業への成長プログラムの実施

- ① 支援対象企業に対し、今後の経営目標（戦略）の課題などについて協議を行い、原則、各支援対象企業につき月2回程度（各1時間程度）、以下に記載する必要な指導・助言を実施すること。

なお、実施にあたり、ライフサイエンス分野（医療、創薬、バイオ等）に詳しい人材やベンチャーキャピタル経験者などを配置するほか、同分野の企業支援に知見のある外部機関とともに専門性の高い支援を行うこと。

ア) 資本政策・資金調達に係る支援

- ・投資家やベンチャーキャピタル経験者などによるアドバイスやメンタリングを通じた資本政策立案に係る支援を行うこと。
- ・ベンチャーキャピタルとのマッチング、投資家が集まるピッチの開催など、支援対象企業の資金調達を支援すること。

イ) 研究開発・知財戦略に係る支援

- ・ライフサイエンス分野に強みのある弁理士や弁護士、国内外の大手企業等からのメンタリング及び伴走支援など、知財戦略の構築や研究開発などに係る支援を行うこと。
- ・大手企業等との契約などに必要な法務に係る支援を行うこと。

ウ) 人材獲得に係る支援

- ・ベンチャー企業の経営人材獲得の専門家によるメンタリングや人材募集ピッチの開催など、支援対象企業の人材獲得を支援すること。

エ) 市場戦略・販路開拓に係る支援

- ・国内外の市場進出に必要な市場戦略の策定を支援すること。
- ・共同研究や共同開発につなげるため、国内外の大手企業等とのマッチングなどの支援を行うこと。

- ② 国内外のベンチャー支援に係るネットワークや海外の機関などからのメンタリングなどを通じ、支援対象企業をグローバルレベルに育成すること。
- ③ 指導・助言した結果について、支援対象企業に適宜フィードバックすること。
- ④ 支援対象企業からの相談事項に対応できる体制を整備すること。
- ⑤ 昨年度の支援対象企業に対して、必要に応じて指導・助言を行い、企業の成長を促すこと。

(3) その他

業務の実施にあたっては、県内の産業支援機関や金融機関、県が行うベンチャー支援に係る事業と積極的な連携及び情報交換を行い、事業効果を最大限高めるよう努めること。

第5 業務進捗会議及び成果報告会の開催

- (1) 成長プログラムの実施内容や成果など、業務の進捗状況等について県と情報共有をする業務進捗会議を毎月開催すること。
- (2) 成長プログラムの成果報告会を開催すること。なお、開催方法など、県と協議のうえ開催すること。

第6 業務報告書の作成及び提出

- (1) 委託業務が終了したとき又は事情変更、契約違反による契約の解除があった際は、成果を記載した実績報告書及び収支決算書を、委託業務終了の日から起算して14日を経過した日又は令和5年(2023年)3月31日までのいずれか早い日までに県に提出すること。
- (2) 実績報告書には、業務実施概要(事業の目的、スケジュール、ライフサイエンス分野の特有の課題や成長段階に応じた課題など)、支援対象企業の概要、目指す姿、経営目標の課題、指導・助言の方向性や実績及び成果、支援対象企業における今後の事業展開の見通しや課題などを記載すること。

第7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分に協議しながら実施すること。
- (2) この仕様書に定めるもののほか業務の実施に必要な事項や仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、その都度、県と協議の上、決定する。
- (3) 経費の区分及び委託事業に係る使用可能な経費は別紙のとおりとする。
- (4) 本事業に係る経費は、証拠書類に基づき精算する。
- (5) 会計帳簿や労働関係帳簿類を整備し、当委託事業に係る経費等を明確にすること。
- (6) 本事業は、国の交付金(地方創生推進交付金)を活用した事業であり、会計検査院の実地検査等の対象となる。会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。

別紙

区 分	使用可能な経費
1 人件費	専門家人件費
2 事業費	① 報償費 ② 専門家旅費 ③ 印刷製本費 ④ 通信運搬費 ⑤ 使用料及び賃借料 ⑥ 消耗品費 ⑦ 外注費 ⑧ 上記以外で事業の執行に必要な経費（事前に県に相談すること）
3 一般管理費	上記1及び2の経費の合計の10%以内